

共済
NEWS

公告広報

No. 150

公 告

平成28年三職共公告第10号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成28年6月9日
三重県市町村職員共済組合
理事長 大口 秀 和

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	澄野 和 男
電 話	(059) - 228 - 2938

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 40 条の 2 を削り、第 40 条の 3 を第 40 条の 2 とする。

附 則（平成 28 年 6 月 9 日公告第 10 号）

- 1 この変更は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 7 月 1 日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

変更理由

他の医療保険制度との均衡を踏まえ、地方公務員等共済組合法施行令第 46 条の 2 第 1 号に規定されていた任意継続組合員の標準報酬の月額の特例が削除されたことに伴い、当該規定により定款で定めることとなっていた割合について規定している条文を削除する。

三重県市町村職員共済組合定款 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">(任意継続掛金の額)</p> <p><u>第 40 条の 2</u> 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 93.38 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 12.18 を乗じて得た額とする。</p>	<p style="text-align: center;">(任意継続組合員の標準報酬の月額の特例)</p> <p><u>第 40 条の 2</u> 施行令第 46 条の 2 第 1 号に規定する組合の定款で定める割合は、100 分の 30 とする。</p> <p style="text-align: center;">(任意継続掛金の額)</p> <p><u>第 40 条の 3</u> 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 93.38 を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 12.18 を乗じて得た額とする。</p>